

交通事故による受傷で受診した場合の診療費の支払いについて

診療を受ける事により発生した診療費は、基本的には患者様ご本人様に自費にてお支払いいただく事になります。但し、下記の手続きをすることが可能です。また、所定の手続きをしていただかないと病院より患者様ご本人様以外への直接請求はできませんので、ご了承下さい。

1. 保険会社払いにする

加入されている任意保険の保険会社より、病院側に患者様に代わって、診療費を全額支払う旨の連絡があった場合。(患者様の窓口負担は原則的になくなります。また、自費にてお支払いいただいている金額があれば、領収書を会計窓口へ提出して下さい。ご返金させていただくことが可能です。)

2. 患者様ご本人様が、健康保険証を使用して支払う

患者様ご本人様の健康保険証の組合もしくは自治体にお問い合わせいただき、健康保険証使用の許可が必要になります。仕事上の受傷という事を伝え、了承が得られた場合、会計窓口へ健康保険証を提出していただき、許可を取った旨のお申し出をお願いいたします。

もし、許可無しでの使用が発覚し、健康保険適用外と判断された場合、自費での請求が患者様の元へいきますので、ご注意下さい。

(自費にてお支払いいただいている金額があれば、領収書と健康保険証を会計窓口へ提出して下さい。お支払金額を健康保険適用金額に再計算いたします。その後、差額返金いたします。)

3. 全額自費で支払う

全額お支払いが難しい場合は、預かり金等の対応も可能です。総合案内、会計窓口にてご相談ください。2回目以降に受診される際も、初回同様全額ご請求をさせていただきますのでご了承ください。

※患者様ご本人様の自費払いもしくは健康保険証を使用して支払いの場合、相手方の強制保険(自賠責保険)に請求する事が可能ですが、診療費の窓口での支払いが全額済んでいることが前提となります。

《返金等の手続きに関する注意事項》

○対応時間 平日 9:30~16:00 土 9:30~11:30

○健康保険変更期限 診療日より原則 2週間以内

※お支払いまたは2週間以内にお手続きをいただけない場合、患者様ご本人様に直接連絡がいくこととなります。また、連絡がつかない場合、担当者ご自宅へ伺う場合もございますのでご了承ください。

※健康保険証を使用される場合で診療日より3か月以上期間が空いてしまった場合は、病院には自費でお支払いいただき、保険組合もしくは自治体にての差額返金のお手続きをお願いいたします。

何かご不明な点がございましたら、各担当までご相談ください。

埼玉県本庄市北堀 1780

本庄総合病院 医事課

0495-22-6111

202506 作成